

## 東金市都市計画審議会会議録

日 時 令和元年11月5日(火) 午前10時00分から午前11時26分まで

場 所 東金市役所 5階 会議室

出席者

【委員】 小川 秀二委員 (東金商工会議所会頭)  
倉林 眞砂斗委員 (城西国際大学観光学部教授)  
日色 真帆委員 (東洋大学理工学部教授)  
藤井 敬宏委員 (日本大学理工学部教授)  
増田 祐子委員 (建築士 千葉工業大学・日本大学非常勤講師)  
小倉 治夫委員 (東金市議会議長)  
上野 高志委員 (東金市議会副議長)  
石田 明委員 (東金市議会総務常任委員長)  
相京 邦彦委員 (東金市議会文教厚生常任委員長)  
佐竹 真知子委員 (東金市議会建設経済常任委員長)  
白井 隆雄委員 (千葉県山武地域振興事務所長)  
宮田 昌明委員 (千葉県山武土木事務所長)  
佐久間 健委員 (山武郡市広域行政組合消防長)  
土濃塚 雅代委員 (公募委員)  
長島 正委員 (公募委員)  
(以上15名)

【事務局】 鹿間市長・岡澤都市建設部長

[都市整備課] 馬場課長・山本主幹・松崎副課長・有働副主幹兼計画係長・中村副主査・猪澤主事

### 議 事

(1) 会長及び副会長の選出について

【審議事項】

(2) 東金都市計画地区計画(小野山田地区)の変更について

【報告事項】

(3) 東金市都市計画マスタープランの改定に係る策定方針等について

### 議事の概要

上記審議事項について説明・質疑を行い、採決した結果、異議なしとして諮問内容のとおり承認された。

また、上記報告事項について報告を行った。

### 会議経過

【事務局】 定刻となりましたので、ただいまから東金市都市計画審議会を開催いたします。本日、司会を務めさせていただきます、都市整備課の馬場と申します。よろしくお願いいたします。  
はじめに、鹿間東金市長よりご挨拶を申し上げます。

**【鹿間市長】** 本日は、ご多忙中にもかかわらずご参集いただき、厚く御礼を申し上げます。委員の皆様には、日頃より市政に対し格別のご理解とご支援を賜っておりますことを、この場をお借りして感謝申し上げます。

本日の都市計画審議会につきましては、本市発展の根幹をなす都市計画行政についてのご指導、ご鞭撻をお願いするものでございます。

ご審議いただく内容でございますが、小野山田地区地区計画の変更についてでございます。小野山田地区は土地地区画整理事業により整備され、地区計画制度の導入により、緑豊かで良好な企業団地の形成の誘導を図っております。このたびは地区計画に定めている建築物の用途の制限を、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正に伴う、建築基準法の一部改正により、内容の一部変更をさせていただくものです。

詳しくは事務局から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

また、東金市都市計画マスタープランの改定に係る策定方針等につきまして、事務局からの報告がございます。

都市計画マスタープランは、本市の将来像を明示すると共に、実現のためのまちづくり方針を明らかにするものであり、私が掲げる三つの基本理念、六つのビジョンを実現させるための、土地利用に関する施策の指針となるものでございます。本市の将来に向け、実りのある計画となりますようご指導、ご鞭撻をお願いいたします。

**【事務局】** 続きまして、事務局より定足数の報告を申し上げます。

本日の出席委員数は、委員定数17名のうち、15名であり、東金市都市計画審議会条例第5条第2項の規定により、半数以上の出席をいただいております。

続きまして、新委員となられてから、初めての審議会となりますので、本日ご出席いただいております、委員の皆様を「東金市都市計画審議会委員名簿」に沿って、ご紹介させていただきます。

(上記出席者【委員】のとおり紹介)

なお、本日は、日本大学理工学部教授、大沢昌玄様におかれましては、体調不良により欠席とのご連絡をいただいております。また、千葉県東金警察署長 小林清悟様におかれましては、公務により欠席とのご連絡をいただいております。

続きまして、事務局職員の紹介をさせていただきます。

(上記出席者【事務局】のとおり紹介)

## 議事(1) 会長及び副会長の選出について

**【事務局】** それでは、議事(1)「会長及び副会長の選出」に移らせていただきます。

本来であれば、東金市都市計画審議会条例第5条第1項の規定により、会長が会議の議長となるところではございますが、現在、会長・副会長が不在となっておりますので、会長が選出されるまでの間、事務局で進行をさせていただきます。

会長の選出につきましては、東金市都市計画審議会条例第4条第2項の規定により、第2条第3号に掲げる学識経験者の委員の皆様の中から、互選により選出することとなっております。

「東金市都市計画審議会委員名簿」をご覧ください。この名簿の上段に記載しております学識経験者6名の皆様の中から、委員の互選により選出することとなりますが、いかがいたしましょうか。

**【上野議員】** 今までの経緯について簡単に紹介願います。

- 【事務局】 改選前につきましては、6期11年の期間に都市計画審議委員として参画いただき、皆様から推された倉林委員に、平成29年より会長職をお願いしておりました。
- 【上野議員】 引き続き、倉林委員をお願いしたらどうでしょうか。
- 【事務局】 ただいま倉林委員のお名前が挙がりましたが、いかがでしょうか。  
(異議なしとの発言あり)
- 【事務局】 異議なしのご発言をいただきました。倉林委員に会長をお願いしたいと存じますが、よろしいでしょうか。  
(倉林委員了解)
- 【事務局】 それでは、新たに会長に就任されました倉林会長より、ご挨拶を頂きたいと存じます。
- 【会長】 ただいま、皆様からのご推薦をいただきまして、会長職を勤めさせていただきます倉林でございます。  
都市計画の決定は行政の判断だけではなく、専門分野の学識経験を有する委員の方々、議会をはじめ住民代表の方々、関係行政機関の職員の方々などにより構成される都市計画審議会の調査・審議を経て行なわれることとなっております。  
本審議会で調査、審議する議事は、まちの将来の姿や、住民の生活に大きな影響を及ぼすものでございますので、慎重審議、また忌憚のないご意見を頂戴いただきますようお願いいたします。  
本日の議事がスムーズに進行するようにご協力をお願いいたします。  
簡単ではございますが挨拶に代えさせていただきます。本日はよろしく願いいたします。
- 【事務局】 本日は、この後、副会長及び議事録署名人の選出をして頂き、次第に記載のとおり、諮問案件1件と報告1件についてのご審議をお願いいたします。  
それでは、新しい会長が選出されましたので、東金市都市計画審議会条例第5条第1項の規定により、新会長に議長をお願いいたします。それでは、倉林会長、進行をお願いいたします。
- 【会長】 会長が議長を務めるとのことですので、しばらくの間、ご協力をお願いいたします。早速ですが、副会長の選出に入りたいと思います。審議会参考資料1ページの東金市都市計画審議会条例をお願いします。副会長につきましては、東金市都市計画審議会条例第4条第1項及び第3項の規定により、委員の中から2名を会長が指名することとなっておりますので、私から指名させていただきます。本都市計画審議会のほか、東金市地域公共交通会議の委員も歴任しておられる藤井委員、市民を代表する東金市議会の議長を務めておられる小倉委員にお引き受けいただければと思いますが、いかがでしょうか。  
(両委員了解)
- 【会長】 両委員共に了解していただきましたので、副会長は、藤井委員、小倉委員をお願いいたします。
- 【会長】 続いて、議事録署名人の選出をお願いしたいと思いますが、いかがいたしますか。  
(議長一任の発言あり)
- 【会長】 議長一任のご発言をいただきました。それでは、私から指名をさせていただきます。増田委員と土濃塚委員に議事録署名人をお願いいたします。  
(両委員了解)
- 【会長】 本会の開催でございますが、令和元年10月23日に東金市長より「東金都市計画地区計画(小野山田地区)の変更について」の諮問がなされましたので、ご報告を申し上げます。

審議いただきますのは、小野山田地区の地区計画の変更についてでございます。

## 議事（２）東金都市計画地区計画（小野山田地区）の変更について

【会 長】 それでは、議事（２）東金都市計画地区計画（小野山田地区）の変更について、事務局から説明をお願いいたします。

【事 務 局】 都市整備課の猪澤と申します。よろしくをお願いいたします。

議事（２）東金都市計画地区計画（小野山田地区）の変更について説明いたします。資料といたしましては、審議会参考資料の２ページからとなりますので、お手元の資料とスクリーンを併せてご確認をお願いいたします。

まず初めに、地区計画制度について説明いたします。地区計画制度は、都市計画法第12条の5の規定に基づき、地区を単位として、道路・公園などの地区施設の整備や、その地区にふさわしい建築物の用途、形態などを定めることにより、地区の実情に合わせたきめ細かなまちづくりを可能にする制度となっております。今回変更を予定している小野山田地区は、東金インターの南側に位置する土地区画整理事業により整備された企業団地となります。用途地域としては、準工業地域を平成5年に都市計画決定しております。準工業地域は、主に軽工業の工場やサービス施設等が立地する地域であり、建築物の用途の制限としては、危険性が大きい環境悪化をさせる恐れのある工場を排除しています。そのほか、住宅、店舗、学校、病院、ホテルなど幅広い用途の建築物が建築可能な用途地域となっております。

そのため、千葉東テクノグリーンパークの土地利用方針に適合した良好な企業団地を形成していくために、地区計画制度の導入により、住宅、遊戯施設などの建築制限をすることで、良好な企業団地の形成の誘導を図っています。

続いて、変更の内容について説明いたします。審議会参考資料3ページをご覧ください。

従来、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律において、ダンスホールとナイトクラブは風俗営業として規制されてきましたが、今般、風紀上の問題が生じていないことから、ダンス文化の健全な発展の支障とならないよう風俗営業の扱いから除外されました。これに伴い、建築基準法の一部が改正され、建築基準法上の建築物の用途の位置づけが変更となりました。スクリーンをご覧ください。

改正前では、風俗施設としてキャバレー・料理店と並列されておりましたが、改正後は、ダンスホールはカラオケボックスなどと同様の用途、ナイトクラブは劇場・映画館などと同様の用途として風俗施設の扱いから除外され、遊戯施設と同様の扱いとなりました。

このことから、建築基準法を引用している小野山田地区地区計画の建築物等の用途の制限の内容を建築基準法に合わせて変更いたします。

小野山田地区地区計画の区域内は、流通加工ゾーン、生產業務ゾーン、産業厚生ゾーン、地区センターの大きく分けて4つのゾーンに分かれており、その内、流通加工ゾーンは2種類、生產業務ゾーンは3種類にそれぞれ分岐しております。

まず、流通加工ゾーン、生產業務ゾーン、産業厚生ゾーンの3つのゾーンの変更内容について説明いたします。スクリーンの区域図上では、赤色以外の箇所となります。こちらのゾーンは、生産や流通加工などの工業施設が立地するゾーンとして、住宅や風俗施設・遊戯施設などの建築を制限しています。ダンスホール、ナイトクラブが風俗施設から除外され遊戯施設に分類されましたが、当該ゾーンは遊戯施設の建築を制限しているため、変更後も建築できない建築物として制限内容に変更はなく、表記の

変更のみとなります。なお、ダンスホールは、「カラオケボックスその他これに類するもの」に該当することとなります。

続いて、地区センターのゾーンの変更内容について説明いたします。

スクリーンの区域図上では、赤色の箇所となります。こちらのゾーンは、各ゾーンに対してサービスを提供する施設が立地するゾーンとして、住宅や福祉施設、風俗施設などの建築を制限していますが、遊戯施設の建築については制限をしておりませんので、ダンスホール、ナイトクラブが風俗施設から除外され遊戯施設に分類されたことから、当該ゾーンの建築制限から除外するものです。

カラオケボックスにつきましては、小野山田地区地区計画を都市計画決定した平成5年の時点では、比較的新しい種類の建築物であり、営業形態等が不明確であったことから、風俗施設に近いものとして規制しておりましたが、社会情勢の変化に伴い、遊戯施設としての位置付けが明確になってきたことから、遊戯施設の建築を制限していない当該ゾーンにおいては、建築制限から除外します。

以上が変更点となります。

審議会参考資料の5ページから7ページには、小野山田地区地区計画の計画書の新旧対照表を、8ページには、建築基準法別表第二の概要を参考までに添付しております。最後に、審議会参考資料の9ページですが、地区計画の変更手続きの経過の資料となります。スクリーンをご覧ください。

地区計画の変更の原案を作成後、千葉県都市計画課と協議し都市計画変更の手続きについて確認を行いました。その後、令和元年6月25日に立地企業36社、7月12日に地権者45名に変更内容の資料送付により通知しております。

地区計画の原案の縦覧につきましては、令和元年8月2日から8月15日までの2週間縦覧に供しまして、縦覧期間終了あと、8月16日から8月22日までの1週間、利害関係者の意見書提出期間を設けましたが、縦覧・意見書の提出はありませんでした。

地区計画の案の縦覧につきましては、9月17日から10月1日までの2週間縦覧期間及び意見書の提出期間に供しましたが、縦覧・意見書の提出はありませんでした。今後の手続きとしましては、都市計画法施行令第13条の規定により、県との協議は不要であることを県都市計画課と調整・確認済みであります。

都市計画決定・告示につきましては、千葉県報へ登載する事項となりますので、千葉県都市計画課と登載時期等を調整し、令和元年12月上旬に決定及び告示を予定しております。

議事(2)の説明は以上となります。

【会 長】 事務局からの説明がございました。それでは、ご意見・ご質問等がありましたらお願いいたします。

【長 島 委 員】 法によって変わり、新しい施設が入るようになることで東金市にメリットはあるのでしょうか。また、既に入る予定の企業・会社があるのでしょうか。

【事 務 局】 メリット・デメリットというものは、市にとってという意味では、ないと考えております。

二点目の質問につきましては、既に入る予定のある建物ということではありません。また、現在、入る予定の計画等についても把握しておりません。

【上 野 議 員】 東金都市計画地区計画の変更手続きにおいて、本日の都市計画審議会後の手続きの中で、県知事との協議・同意が都市計画法施行令第13条の規定により、協議不要となっているが、これは意見書等の提出がなかったから協議不要ということではよろしいの

でしょうか。

【事務局】 県との協議が不要の理由につきましては、都市計画法施行令第13条において、県が決定する都市計画の場合に、建築物の用途の制限を変更する場合は、県と協議が必要と規定されております。今回は、市が都市計画決定を行う案件ですので、規定に該当しないことから県との協議が不要とされております。

【相京議員】 地域に対しての施策として捉えてよいのでしょうか。将来的に第三者に転売された後でも、地域として網掛けをしていくので、土地が転売されても、地区はこれにしたがって建てられないという理解でよろしいでしょうか。

【事務局】 今回諮問させていただいている内容は、小野山田地区に限定しているものですので、小野山田地区に限りましては、変更しない限りは、転売されても規制がなされていくものであります。

【会長】 他にご質問、ご意見等ございますでしょうか。

それでは、議事（2）につきまして、質問等も出尽くしたと判断させていただき、採決に移らせていただきます。

東金都市計画地区計画の変更につきまして、賛成の方は挙手願います。

全員賛成でありますので、東金市都市計画審議会条例第5条第3項の規定により、東金都市計画 地区計画の変更については、諮問内容のとおり可決いたします。

ご審議いただいた議案につきましては、採決の結果に基づき、東金市長に対して答申いたします。

### 議事（3）東金市都市計画マスタープランの改定に係る策定方針等について

【会長】 続きまして、議事（3）東金市都市計画マスタープランの改定に係る策定方針等について、事務局から報告をお願いいたします。

【事務局】 東金市都市計画マスタープランにつきましては、本来であれば今回の都市計画審議会におきまして、策定いたしました内容の一部についてご説明をさせていただき、委員の皆様にご審議をしていただく予定で、ご参集いただいたところでございますが、9月9日に上陸した台風15号以降の度重なる災害により、庁内調整がなかなか進まなかった点から、本日は、改定（案）をお示しすることは出来ない状況となったところでございます。

本日は、これまで進めてきた作業の内、お示しできる内容につきましてこの後、担当よりご報告をさせていただき、ご意見等をいただければと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

【事務局】 都市整備課の有働と申します。よろしくをお願いいたします。

議事（3）東金市都市計画マスタープランの改定に係る策定方針等についてご報告いたします。

資料といたしましては、東金市都市計画マスタープラン（改定版）策定方針とスクリーンを併せてご確認をお願いいたします。

都市整備課では、令和元年度から令和2年度までの2カ年で、東金市都市計画マスタープランの改定に取り組んでおります。

初めに、改定するための基本的な方針を定めた「策定方針」をご報告させていただき、次に、現在の進捗状況、今後のスケジュール等をご報告させていただきます。

本日は、策定方針自体をご審議いただくものではなく、今後の改定作業を進めていくうえでのご意見等を頂きたいと考えております。

スクリーンを確認願います。

「策定方針を作成した目的」でございます。

一点目は、改定にあたっての「基本的な考え方」を示し、改定に係わる全ての方々の意識や心構えの統一を図ること、二点目が、「策定過程における市民や職員の係わり方、策定に係る体制を明確にし円滑な作業を行うこと」を策定方針作成の目的としております。

1 ページをお願いいたします。

ここでは、都市計画マスタープランの位置付けについてご説明いたします。スクリーンをご覧ください。図の中ほど、二重線囲いが東金市都市計画マスタープランとなります。この計画は、都市計画法第18条の2に規定されている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」の通称で、市の都市計画分野の最上位計画と位置付けられており、都市づくりの「将来像」や「都市づくりの基本的な方針」を定めることとなります。

この計画は、市の上位計画である総合計画と、都市計画分野の上位計画である千葉県が定める「千葉県都市計画区域マスタープラン」に即した計画として策定する必要があります。策定された都市計画マスタープランは、個別の都市計画を定める際の指針として、また、分野別の行政計画と連携しながら、都市づくりの実践に活用されることとなります。

2 ページをお願いいたします。

都市計画マスタープラン改定の必要性でございます。本市では、これまでも下段の表に示したとおり、2回の改定を行っており、現在の都市計画マスタープランは3回目の計画となっております。

こうした中、上位計画となる「千葉県都市計画区域マスタープラン」が見直され、本市の次期総合計画の策定作業が進められています。また、社会経済情勢、人口動向・構造の変化、土地利用の現状、都市施設の整備状況等本市を取り巻くさまざまな課題や環境変化を適切に捉え、持続可能な都市を目指し、都市全体の総合的かつ一体的な都市づくりの指針となる計画を改定する必要性が生じていることから、現行「東金市都市計画マスタープラン」の目標年次が終了する平成32年度末（令和2年度末）までに改定するものでございます。

3 ページをお願いします。

ここでは、都市計画マスタープランの構成についてご説明いたします。スクリーンをご覧ください。都市計画マスタープランは、「都市づくりの理念・都市計画の目標」を設定し、これを基本に都市の将来像を明らかにし、その実現のための都市構造や土地利用の方針、その他都市づくりのための各種方針を定める「全体構想」と、地域ごとの将来像や整備方針等を定める「地域別構想」、また、実現するための仕組み等を示した「実現化方策」で構成されます。

4 ページをお願いします。

次に、計画期間でございます。都市計画は計画本来の継続性や他の施策との相互調整・一体性を勘案しながら進める必要があることから、計画期間は令和3年度から令和22年度までの20年間を基本とし、計画の具体的な内容等も踏まえつつ、計画期間のあり方についても併せて検討をしていくことを考えております。

なお、計画策定後に社会情勢の変化や上位計画、関連計画の改定等により、計画との大きな乖離が生じた場合は、必要に応じて計画の見直しを行うこととしております。その下、改定にあたっての基本的な考え方について、ご説明いたします。

改定にあたりましては、社会経済情勢の変化や将来の人口動向等を踏まえ、5つの基

本的な考え方にに基づき進めて参ります。

①「都市の将来像やまちづくり方針の設定」②「上位計画や関連計画との整合性」③「現行都市計画マスタープランの課題等」④「市民意見の反映」⑤「職員の知識や経験を結集」でございます。

5ページをお願いします。

改定のプロセスでございます。改定にあたりましては、次期総合計画の策定や分野別の行政計画とも調整を図りながら方向性を定めて行く必要があります。また、東金市都市計画審議会に諮問すると共に、市民の方々からのさまざまな意見を参考としながら庁内調整を図り進めて参ります。

策定体制の全体イメージとしまして、6ページにイメージ図を示しております。スクリーンをご覧ください。

まずは図の右上、「東金市都市計画審議会」ですが、市長の諮問機関として学識経験者、市議会議員、市民委員及び行政機関の職員の計17名で構成しており、計画案を審議し、市長に対し助言や答申を行います。

その下、「市民との対話」ですが、市民アンケートや地区別懇談会などにより、土地利用に関する意見をいただいたり、地域別懇談会やパブリックコメントを通じて市民の方々との意見交換の機会も設けていくことを考えております。

その左側、真中の図「庁内体制」ですが、今回の計画策定にあたり庁内に設置した組織全体の総称を「都市計画マスタープラン策定会議」としており、この中に役職に応じて3つの会議を設置し、都市整備課を事務局として会議運営を図ることとしております。

改定作業の流れとしましては、事務局である都市整備課が作成した計画案を、専門部会で調査、検討、意見交換を行います。次に、策定委員会で審査、調整を行い、策定会議で審議、総合調整と、下の階層の職員からのボトムアップによる計画づくりをしていくことで進めて参ります。

このような策定過程を経まして、都市計画審議会や議会の皆様からの意見なども踏まえながら、市長に意思決定をしていただくこととなります。

7ページをお願いします。

最後に、策定のスケジュールでございます。平成30年度から、改定にあたる事前作業を進め、今年度は、全体構想（案）の作成までを、令和2年度末には、都市計画マスタープラン（改定版）を完成させ、公表する予定で進めております。

進捗状況でございますが、スクリーンを確認願います。赤字の箇所は、お手元の策定方針に対し変更が生じているものでございます。順にご説明いたします。

令和元年度 上半期の欄をご覧ください。赤字の部分は、当初予定していた市民アンケート以外に、広く意見を徴するために追加実施したアンケート等です。平成30年度の欄に記載している、地区別懇談会の意見とともに、それぞれを取りまとめ別冊でお配りしておりますので、後ほどご確認願います。

令和元年度下半期の欄をご覧ください。

1行目赤字の都市計画審議会の開催でございますが、お手元の策定方針では、令和元年度上半期に、策定方針等のご説明と諮問を予定しておりましたが、アンケートの追加等により変更が生じ、本日、策定方針等の報告とさせていただきます。三行目赤字の都市計画審議会の開催でございます。今年度は、2回の都市計画審議会を考えておりましたが。作業の進捗状況等から1回追加させていただきたいと考えております。今後の予定といたしましては、1月に「都市計画マスタープランの改定」を諮



問し、今後、「本市の現状と課題、都市計画の目標等」をご審議頂き、3月に「全体構想（案）」をご審議をしていただきたいと考えております。次年度も引き続き改定作業を進め、令和2年度末に、「都市計画マスタープラン（案）」の答申をいただきたいと考えております。

次にお手元の資料、東金市都市計画マスタープラン改定「アンケート等における主な意見」でございます。

これらのアンケート等は、策定方針における「改定にあたっての基本的な考え方」で示した、市民意見の反映、市職員の知識や経験を結集する観点から実施したものでございます。これらの主な意見からは、土地利用の展開、都市の魅力づくり、交通確保対策、安全・安心に暮らせるまちづくり等が求められていると考えております。詳細につきましては、後程ご確認いただきますようお願いいたします。

今後は、アンケート等や委員の皆様のご意見を活かし、都市計画マスタープランの改定に取り組んでまいります。

報告は以上でございます。

【会 長】 事務局からの報告がございました。それでは、ご意見・ご質問等がありましたらお願いいたします。

【石田委員】 策定のスケジュールについて、予算はどれくらいのレベルで進んでいる状況なのかということと、都市集中型としている中で、国道126号から旧道だけで周りの地域のことを考えずにこの計画だけで進めていくのか聞きたいと思っております。

【事務局】 本計画策定業務につきましては、2ヵ年の継続事業として設定しております。予算は、1,430万円に対して、落札額が918万円でございます。継続契約になりまして、2年を含めての契約となります。

国道126号や旧道の土地利用については、都市計画マスタープランにおいても検討していきまして、この計画だけで進めていくかについては、関係各課と協議し、どのように進めていくか精査が必要であると考えております。

本市全域が都市計画区域に設定されておりまして、基本この都市計画マスタープランでまちづくりの指針となるものをつくっていかうというものであります。上位計画であります総合計画における都市分野を担うものであり、農村部・山間部については、農政課と調整を図りながらまちづくりの指針を定めていきたいと考えております。

【石田委員】 インフラ整備・排水整備・災害対策など、はたして進めていく中で周りに大きな影響が出ないのか聞きたいと思っております。

【事務局】 本土地利用の方針の中で、明確に示すものとしては、土地利用の最新版として総合計画の今後どうするかについての記載と考えております。したがって、都市計画マスタープランの中で排水整備、災害対策等細かくまで記載は考えておりません。

【石田委員】 市はこの計画に対して何をしようとしているのかが見えてこない。国道126号等災害を受けた。排水整備がなされていないのにこの計画だけ進めていいのか。

進めようとするのはわかるが、直近に災害があった。例えば、以前、田間の区画整理地内の排水管を区画整理事業完了後に排水整備事業で入れ替えたりしている。今回も調整池が溢れる事態となっている。原因を調べながら共に進めていかないといけないのではないのか。

【事務局】 今まで市としては、土地区画整理事業を主体にまちづくりを進めてきました。ご指摘のとおり、直近の災害で厳しい状況となりました。今後につきましては、そういった点も踏まえて、防災力という部分についても土地区画整理事業だけに頼らないまちづくりとして都市部だけでなく、農村部、山間部へ対策を講じられるような計画づくり

で方針を示していければと思います。

【石田委員】 言いたいことはわかるが、農村部ではいろいろなトラブルが発生する。周りを整備しないと、できあがりまして、周りはできてませんでは、追いついていかないことがある。排水整備をしないと立派な国道が豪雨で通れなくなってしまう。排水整備と両立していけないと難しいのではないかとということ。

【藤井委員】 災害を受けたということは大きな要因であると思われませんが、都市計画マスタープランで議論すべきことと、そうでないものを区別しないといけない。都市計画マスタープランでは、土地利用だとか都市の空間についてどうするか議論し、立地する施設について決めていく。線引きや面整備といったものがいけなかった議論という形の反省をしていくのか、若しくは、例えば今国道の話がございました、甚大な被害が出たことに対して、機能としての問題があれば、強靱なインフラ整備をつくるといったところで、例えば、下水道基本計画であるとか総合計画の中で位置付けられた別の計画の中で問題に対して具体的に対応するべき。事務局が各課で連絡・調整を行い、問題に対する方針を今後変えていく方向性が必要なのかということは議論するべきことだと思いますが、具体的なやる内容については、都市計画マスタープランの中で書き込むことではないかと思われしますので、そこについては、事務局で整理していただき、都市計画マスタープランの要点は何かを示していただければと思います。

【事務局】 都市計画マスタープランは、今後のまちづくりの指針として、各課と調整して示していきたいと考えております。

石田委員のお話がありましてとおりに、災害で困ってしまっている市民の方もいらっしゃるの、藤井委員からお話ありましてとおりに、都市計画審議会に諮るべき内容とそれ以外を整理させていただきながらまちづくりとして、意見をいただけるよう案を示していければと思います。

【石田委員】 我々は、東金市民を代表する立場ですので、総体的に考えていかないといけない。その分野だけというのは難しいところがある。先生方はそれぞれの分野に詳しいと思いますので、意見は参考とさせていただきますが、東金市民代表として意見を言うべきとして言わせていただきます。

【会長】 委員の皆様の立場の違いからの意見がそれぞれありました。防災の観点がより研ぎ澄まされていく必要があるということと、全体を勘案しながら都市計画マスタープランの計画づくりを進めていくことは、必要なことであると思われま。

【相京議員】 三点ほどお聞きしたいと思えます。

まず一点目は、東金市の総合計画について、総合計画と都市計画マスタープランは密接につながっていかなければならないと思えます。議会の議論の中でも話が出ていますが、どのような形で調整を図っていくのか具体的にお聞かせいただければと思えます。

二点目は、計画期間20年間とされていますが、東金市の総合計画では10年間にしようという話が出てきていますので、20年間としています、実際は10年間で考えられているのでしょうか。

三点目は、東金を一極集中にして施設を集中させるのか、地区ごとに集中させ、中心市街地へつなげるのか、それによって交通網や施設の立地について考え方が変わってくると思われまますが、今の段階でどのように考えているかお聞きしたい。

【事務局】 一点目の総合計画との調整につきましては、企画課と毎月一度、進捗状況を把握しながら進めるため調整しております。

二点目の計画期間につきましては、土地利用について長い視点で20年を基本とし

てはおりますが、計画づくりの中で、個々の計画に見合った期間を検討していきたいと考えております。

三点目ですが、一つの方向性としまして、今ある既存の施設を活用しながら、コンパクトに集約しつつ、東金の中心に全て集中させてしまい、地区を置いてきぼりということではなく、地区ごとに集約し、コンパクト+ネットワークとして考えているところでございます。

【相 京 議 員】 1月に予定している会議では、具体的な内容を示していただけるという認識でよろしいでしょうか。

【事 務 局】 庁内調整含めて、市のまちづくりとしてなじむ案を示していければと思います。

【上 野 議 員】 将来のまちづくりにおいて東金らしさというものが必要ではないかと思います。そういった観点で考えると、東金市のあり方、一般論で言えば、コンパクトシティで都市部をどうするか、過疎部をどうするかの議論があると思われませんが、そういったときの東金市のあり方を総合計画との関連性を考えていかないといけないと思われませんが、どういった考えがあるのか、プランがあるのかお聞きしたい。

また、これからの社会で東金市だけの発展はありえないと思われれます。ある程度広域で東金市のあり方を考えていかないといけない。地域連携を都市計画の中に盛り込んでいかないといけないのではないか。インフラ整備や住宅のあり方など、近隣市町村と連携していく必要があると思われるが、東金市の地域性として東金市が目指すまちづくりとして考えているものがあれば伺いたいと思います。

【事 務 局】 アンケートにおきましても、市民や職員から東金らしさについてご意見いただいております。その意見を集約しながら、総合計画との連携という中で、今後目指す東金市について今練りに練っている段階でございまして現段階ではお示しできるものはございません。

連携についてですが、市長からも広域的な連携を可能にする道路の計画にしたいと話をいただいております。千葉市、八街市、山武市、大網白里市、九十九里町へ伺いましたところ、機能分担の話が出ております。広域連携については意識していかないといけないことから検討に入れさせていただいております。

【上 野 議 員】 言いたかったのは、そういった観点を忘れずに検討していただきたいというのが主旨です。

東金から既に出て行った方々からの意見を収集する方法をなんとか探っていただきたい。客観的な意見が得られるのではないかと思います。

【事 務 局】 転出者の意見についても企画課と連携しまして、市民課の窓口にて転出者、転入者向けのアンケートを実施しております。その中で、東金市の良かったところ悪かったところを端的に聞いております。また、転入してくる方につきましては、なぜ東金市に来たかをお聞きし、集計しているところでございます。そういった意見を反映していければと考えております。

【市 長】 地域連携についてお話をさせていただきたいと思います。総務省が発表した2040年の人口推計ですが、東金市は現在の人口から約20%人口が減少、大網白里市が約30%、山武市が約40%、九十九里町が概ね50%減少するとされています。山武郡内の人口減少が顕著であるとのことですので、それぞれの自治体が目的を持って連携していかなければ、自治体の構成が成り立たないといえると思います。どれだけ意見調整が図れるかわかりませんが、上野議員がおっしゃられるとおり地域連携を考えていかなければならないと思います。

【会 長】 都市計画マスタープランについて、意見をいただきました。現在進行形の案件という

ことですので当局に置かれましては、これらの意見を踏まえていただきまして今後の都市計画マスタープランの改定に取り組んでいただけたらと思います。  
委員の皆様におかれましては、議事（3）につきましてもご意見、ご検討いただきましてより良いまちづくりにつなげていけたらと考えております。

以上をもちまして、本日、事務局より諮られました議事3件につきまして、滞りなく終了となります。

長時間にわたりましてスムーズな議事進行にご協力をいただき御礼を申し上げます。議長を降ろさせていただきます。慎重審議ありがとうございました。

以上をもって、議事について午前11時26分に終了となる。